

高齢者向け住まい選びにご活用ください！



高齢者住まい事業者団体連合会
公益社団法人全国有料老人ホーム協会
一般社団法人全国介護付きホーム協会
一般社団法人高齢者住宅協会

届出紹介事業者



ご希望、困りごとをお伺いし、
住まい探しのお手伝いをします。



長く住み
続けたい

認知症の
サポートを
してくれる

子供家族
の近くに
住みたい



医療機関と
連携している

夫婦二人で
暮らしたい

食事管理を
してくれる

紹介事業者届出公表制度

目的

「高齢者向け住まい紹介事業を行う事業者（紹介事業者※）」の一覧を公表することで、ホームへの入居検討者もしくはその家族、またはケアマネジャーもしくは医療機関の皆様にとって、相談先の参考となることを目的として制度が作られました。

※紹介事業者は、入居検討者に対して高齢者向けホームを紹介し、見学や入居契約に至るよう支援する民間のサービス業です。

制度が出来た背景

令和元年（2019年）、厚生労働省の老健事業（老人保健健康増進等事業の略）のひとつである「高齢者向け住まい等の紹介の在り方に関する調査研究」において、3か年に渡って次のテーマで検討がすすめられました。

令和元年度：紹介事業の実態調査・リーフレット作成

令和2年度：届出公表制度の創設

令和3年度：紹介事業者向けeラーニングの開発
（展開は、令和4年度）

[「届出紹介事業者」の検索はこちら](#)



弊社は、以下の行動指針、遵守項目を表明の上、紹介事業者届出公表制度に届出をしています。

行動指針

高齢者向け住まいの相談・紹介にあたっては、入居検討者の心身の状況や希望に沿って、その方にとってのふさわしい住まいや暮らし方を公正・誠実に提案し、利用者にとってのベストマッチが実現されることを目指します。

遵守項目

- ① 紹介事業者は、入居検討者に対し、地域の高齢者向け住まいの一部から紹介している場合には、その旨（すべての高齢者向け住まいから紹介しているわけではないこと）を説明します。
- ② 紹介事業者は、高齢者向け住まいと、紹介手数料の支払いルール（紹介案件の有効期間、短期契約終了時の手数料返金、複数の紹介事業者からの紹介重複時の取り扱い）を明確にします。
- ③ 紹介事業者は、個人情報保護の指針を定め、個人情報保護の取組みを行います。
- ④ 紹介事業者は、苦情が発生した場合に、その解決に努めます。
- ⑤ 紹介事業者は、介護保険法その他の法令を遵守します。
- ⑥ 紹介事業者は、反社会的勢力でないことを表明します。

高齢者住まい事業者団体連合会（高住連）

☎03-3548-1130 ✉koujuren@gmail.com 



（高住連 構成団体）全国有料老人ホーム協会 / 全国介護付きホーム協会 / 高齢者住宅協会